

第4節 我が国の電波の利用状況

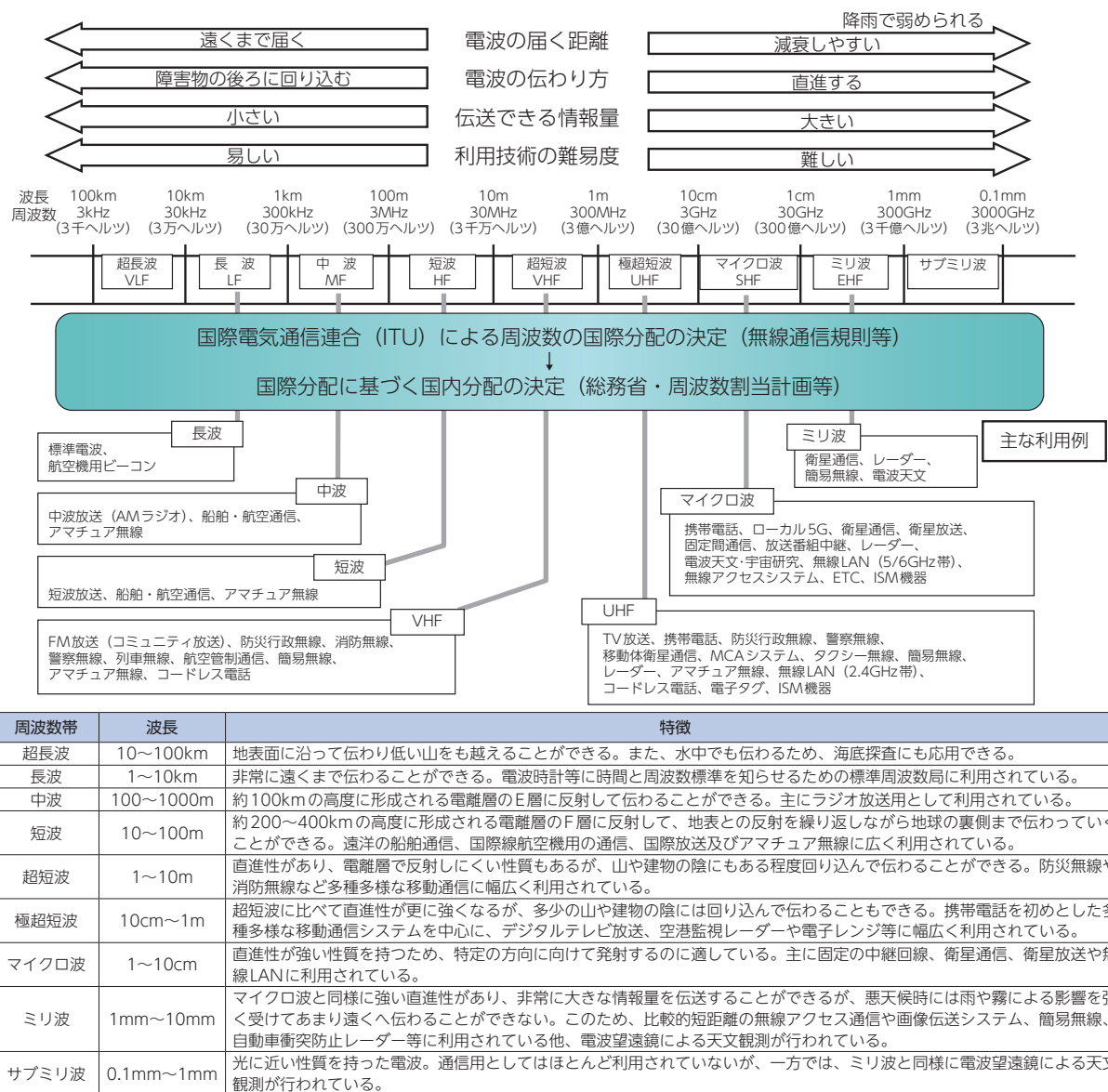
1 周波数帯ごとの主な用途

周波数については、国際電気通信連合（ITU）憲章に規定する無線通信規則により、世界を3つの地域に分け、周波数帯ごとに業務の種別などを定めた国際分配が規定されている。

国際分配を基に、電波法に基づき、無線局の免許の申請などに資するため、割り当てることが可能な周波数、業務の種別、目的、条件などを「周波数割当計画^{*1}」として定めている。同計画の制定及び変更に関しては、電波監理審議会への諮問が行われている。

我が国の周波数帯ごとの主な用途と特徴は、（図表Ⅱ-1-4-1）のとおりである。

図表Ⅱ-1-4-1 我が国の周波数帯ごとの主な用途と電波の特徴



^{*1} 周波数割当計画：<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/freq/search/share/index.htm>

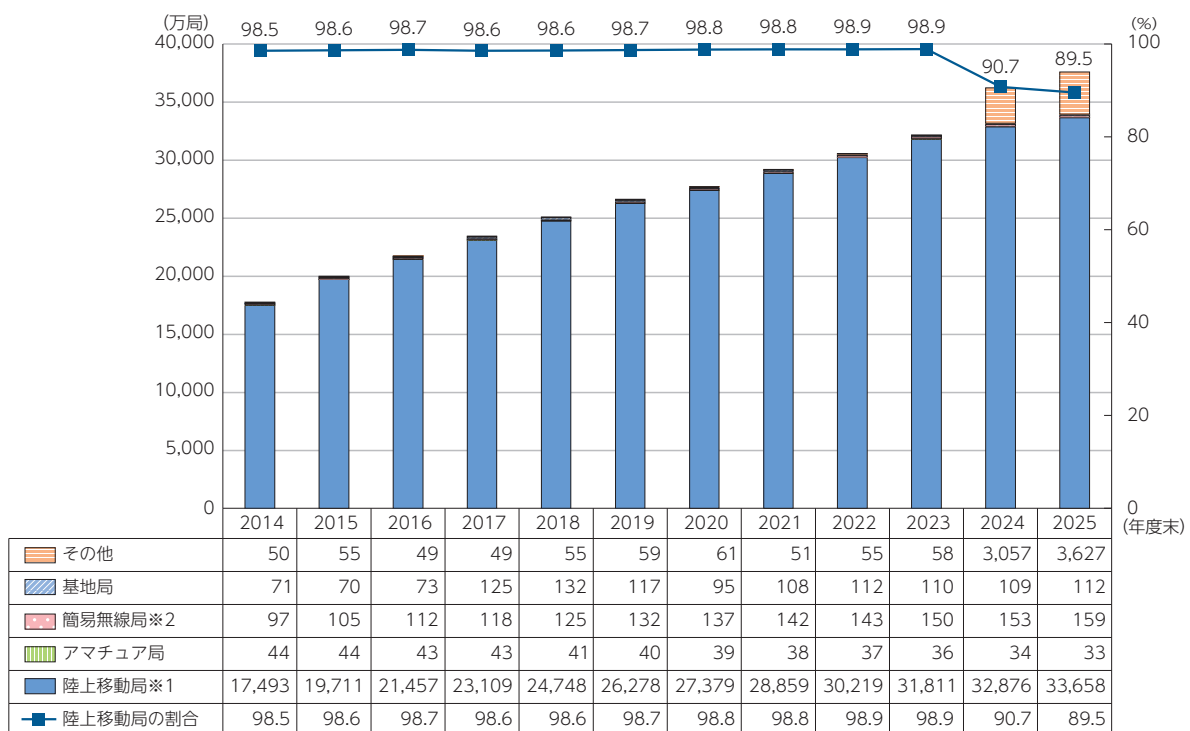
2 無線局数の推移

2025年度末における無線局数（無線LAN端末等の免許を要しない無線局を除く。）は、3億7,588万局（対前年度比3.7%増）である。そのうち携帯電話端末等の陸上移動局は3億3,658万局（対前年度比2.4%増）となっており、総無線局数に占める携帯電話端末等の陸上移動局の割合は、89.5%となっており、2023年度以前と比較すると減少しているものの、依然として高い水準になっている。

2023年度末を境に割合が減少した要因は、その他の無線局数が大きく増加（2023年度末の58万局から2025年度末の3,627万局）したことであり、特に、衛星ダイレクト通信サービスの提供が開始されたことによる携帯移動地球局の増加の影響が大きく、携帯移動地球局は2023年度末から3,570万局（2023年度末の14万局から2025年度末の3,584万局）増加している。

また、簡易無線局も159万局（対前年度比3.5%増）に増加している（図表Ⅱ-1-4-2）。

図表Ⅱ-1-4-2 無線局数の推移



※1 陸上移動局：陸上を移動中又はその特定しない地域に停止中運用する無線局（携帯電話端末等）。

※2 簡易無線局：簡易な無線通信を行う無線局。

3 電波監視による重要無線通信妨害等の排除

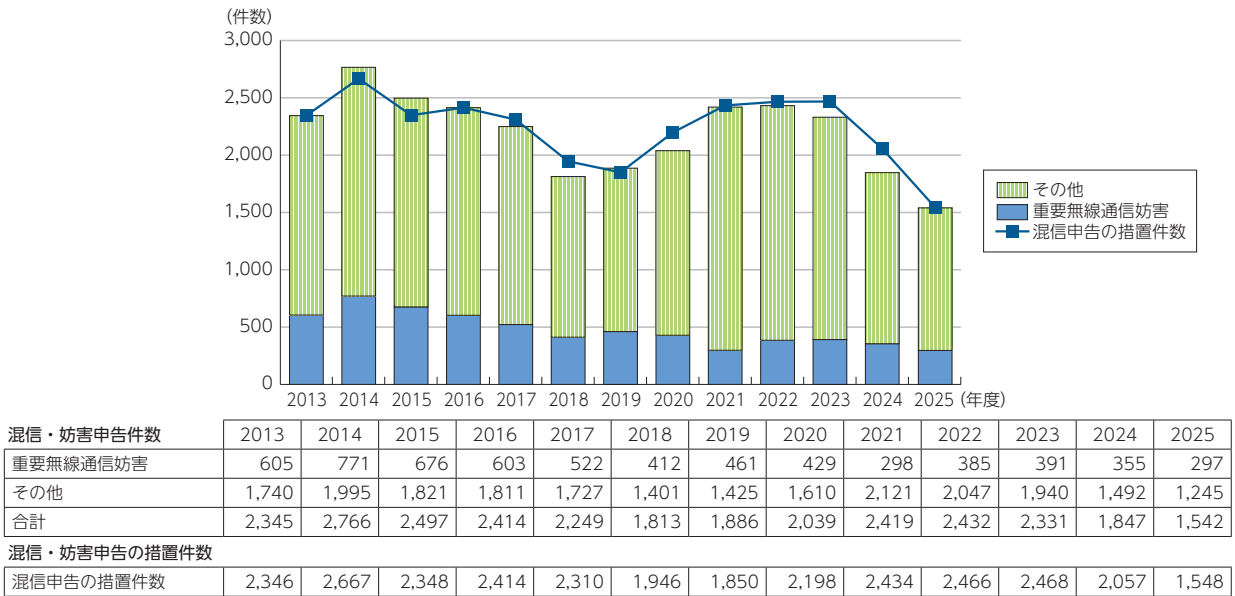
総務省は、全国の主要都市の鉄塔やビルの屋上などに設置したセンサ局施設や不法無線局探索車などにより、消防・救急無線、航空・海上無線、携帯電話などの重要無線通信を妨害する電波の発射源の探査、不法無線局の取締りなどのほか、電波の利用環境を乱す不法無線局などの電波の発射源を探知する施設として「DEURAS（DEtect Unlicensed RAdio Stations：デューラス）」を整備し、電波の監視業務を実施している^{*2}。

2025年度の混信・妨害申告などの件数は1,542件で前年度に比べ305件減（16.5%減）、そのうち、重要無線通信妨害の件数は297件で前年度に比べ58件減（16.3%減）である。こうした混信・妨害申告の2025年度の措置件数は前年度までの未措置分を含めて1,548件となっている（図表Ⅱ-1-4-3）。

^{*2} 重要無線通信の妨害については、2010年度に妨害の申告に対する24時間受付体制を構築し、その迅速な排除に取り組んでいる。また、短波帯電波監視や宇宙電波監視についても国際電気通信連合（ITU）に登録した国際電波監視施設としてその役割を担っている。

また、2025年度の不法無線局の出現件数は3,752件で前年度に比べ174件減（4.4%減）となっている。2025年度の措置件数は前年度までの未措置分を含めて1,145件で前年度に比べ170件減（12.9%減）であり、措置件数全体に対する内訳は告発43件（3.8%）、指導1,102件（96.2%）となっている（図表Ⅱ-1-4-4）。

図表Ⅱ-1-4-3 無線局への混信・妨害申告件数及び措置件数の推移



図表Ⅱ-1-4-4 不法無線局の出現件数及び措置件数の推移

